

内共第2号第5種
共同漁業権遊漁規則

駅館川漁業協同組合
長州河川漁業協同組合
宇佐山郷淡水漁業協同組合

内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、駅館川、長洲河川、宇佐山郷淡水漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ・こい・ふな・うなぎ・おいかわ(はえ)及びあまご(えのは)・すっぽん・もくずがに(つがに)をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣とし、その他の漁具、漁法による採捕はこれを認めないものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合又は、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
手釣、竿釣	遊漁者1名につき各々3本以内とする

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	5月20日から12月31日まで(但し、この期間内であって、組合が定めて公表する期間内に限る。)
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
はえ(おいかわ)	1月1日から12月31日まで
あまご(えのは)	3月1日から9月30日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで
もくずがに(つがに)	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、大分合同新聞に掲載する。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内に於いては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄に掲げる水産動物の遊漁をしてはならない。

ア 禁止区域	イ 禁止期間	ウ 魚 種
宇佐市大字川部字川部の標木から八十四度の線と同市大字江須賀字江島1177番地の標木から百四十六度三十分の線との間	6月1日から8月10日まで及び9月21日から11月30日まで	あゆ
宇佐市大字拝田字公原の標木から二百二十四度の線と下流同市大字拝松の拝石から鷹栖観音堂(屋上)見通し線との間の区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
宇佐市安心院町大字戸方字中核9番地先の戸方橋上流端と荘井堰から下流50mの間	1月1日から12月31日まで	全魚種
宇佐市安心院町萱籠須崎の滝から須崎発電所放水口下流端までの間の区域	1月1日から12月31日まで	全魚種

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
ふ な	全長10cm以下
あまご(えのは)	全長10cm以下
こ い	全長20cm以下
う な ぎ	全長21cm以下
す っ ぽ ん	甲長18cm以下
も く ず が に	甲幅5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下の場合には無料、肢体不自由者の場合には次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全 魚 種	手釣・竿釣	1日300円、1年2,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

販 売 所	住 所	TEL
駅館川漁業協同組合事務所	宇佐市大字川部945	0978-32-1703
今永商店	宇佐市大字江須賀4110	0978-38-2594
長洲河川漁業協同組合事務所	宇佐市大字江須賀1449-3	0978-38-3623
宇佐山郷淡水漁業協同組合事務所	宇佐市安心院町下毛2088番地	0978-44-1281
釣具のおがた	宇佐市安心院町下毛2088番地	0978-44-1281

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

駅館川水系に於ける漁業権の全域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、認可の日から施行する。

様式(1)

遊 漁 承 認 証
表

遊 漁 承 認 証		NO _____
下記の通り遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	住所	
	氏名	(年令)
承認期間		
漁種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
発行者		漁業協同組合 ㊤

裏

注 意 事 項
1. 遊漁をするときは常にこの証を携帯しなければならない。
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
3. 遊漁者は相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 石うち、げんとう打、毒物使用等の不正違反漁業を発見したときは、速やかに監視員又は組合事務所に通報をお願いします。
5. 監視員より要求のあったときは、この証を提示しなければならない。

様式(2)

漁 場 監 視 員 証
表

漁 場 監 視 員 証		NO _____
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏 名	(年令)	
住 所		
有効期間		
令和 年 月 日より	年 月	日まで
発行者	漁業協同組合長 ⑩	

裏

注 意 事 項

1. 紛失盗難若しくは汚損毀損した場合は直ちに組合事務所に届出なければならない。
2. 組合より要求があった場合は之を返還しなければならない。
3. 他人に貸与してはならない。
4. 有効期間満了の際には組合に返戻しなければならない。